

川口市告示第24号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、令和7年川口市告示第299号により指定した区域の一部について、次のとおり変更する。

令和8年1月8日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 形質変更時要届出区域の内容を変更する区域

川口市弥平四丁目3番16の一部、3番17の一部、253番1の一部
(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

砒素及びその化合物 (人為等由来)

ふつ素及びその化合物 (人為等由来)

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤(人為等由来)の掘削による除去